

# 北海道大学体育会ヨット部安全規約

## 《洋上四原則》

- 一、ライフジャケットを着る
- 一、シートを離さない
- 一、ヨットや岸壁の間に手足を出さない
- 一、絡まりやすい服装をしない

## 《心得》

- ・出艇したい気持ちが強い時ほど安全に注意する
- ・風が弱くても上がってくる予報のときは、特に注意する
- ・春先、新人練習期間などスキルが低い時は、特に注意する

## 前文

この規約は、人命を守るための最低限の取り決めであるため、絶対の安全を保障するものではない。

安全は、部員全員が何よりも安全を第一に考え、行動して初めて守られるものである。

## 第1条 (安全に関する決定) 4条

安全に関する決定は、主将が決定する。

## 第2条 (年度ごとの申し合わせ)

より高い安全レベルを確保するため、安全規約をもとに、その年のヨットの技量および部活の状況(人数、レスキュー艇の状態)に合わせたより具体的な「年度の安全に関する申し合わせ事項」の作成を義務とする。これは監督が任命する北大ヨット部関係者から構成された安全委員会の精査の上、部長、監督の承認を必要とする。その内容として以下の(a)~(f)の項目は必ず定めなければならない。

- (a) レスキュー艇 1 艇に対するヨットの最大出艇可能杯数
- (b) レスキューの船長及び要員の資格
- (c) ヨットの出艇禁止条件および練習可能最大風速
- (d) 主将不在時の責任者の順番
- (e) 陸上との通信手段
- (f) 安全に関する座学、安全訓練及び新入部員の教育内容

## 第3条 (洋上に出ることの原則) 24条、25条、26条

洋上に出るにあたっては自力出艇、自力着艇を原則とする。しかし、例外を作る場合には、申し

合わせ事項に例外とする目的、理由及び安全を担保するための条件を定めること。

#### 第 4 条 (洋上練習の必要条件) 5 条

洋上練習にあたっては以下の項目の遵守を条件とする

- (a) レスキュー艇が最低 1 艇以上出艇すること
  - (b) 陸上には必ず陸上責任者を 1 人置き、通信手段を常備して洋上との連絡、監視、情報の更新を行うこと
  - (c) 洋上に出る際は陸上との通信手段を常備する。「陸上との通信手段」は別途申し合わせ事項に記載すること
  - (d) 洋上に誰がいるか確実にわかる制度を設けること
- ただし、(a)、(b)において、レスキュー艇または陸上責任者の確保が困難な場合は、その都度安全を確保する為に十分な対策を立て、部長、監督の承認で出艇できる。

#### 第 5 条 (チームリーダーの設置と変更) 14 条、15 条

洋上に出る際は、ヨット、レスキュー艇を指揮するチームリーダーを定め、各ヨット、レスキュー艇はその指示に従い行動しなければならない。チームリーダーがいない状態を作ってはならず、何らかの理由でチームリーダーが指示を出せない状況になった場合は、ただちにチームリーダーの変更をすること。チームリーダーの変更がある場合には、その旨をレスキュー艇、及び各ヨットに笛と声で伝えなければならない。

#### 第 6 条 (レスキュー艇の条件) 11 条、12 条

レスキュー艇は安全かつ迅速なレスキュー活動をするために以下の条件を満たしていなければならない。

- (a) 動力船である。
- (b) 申し合わせ事項で規定された要件を満たした船長、及びレスキュー要員が乗船している (c) シーズン前点検を終えている
- (d) 第 15 条に規定されるフラッグを積載している
- (e) メガホン、あるいは拡声器を積載している
- (f) 陸との通信手段を積載している
- (g) ヨットの出艇数分の艇体放棄用アンカーを積載している (ただし、レスキュー艇が複数いる場合は、各レスキュー艇積載数の合計がヨットの出艇数と等しければよい) (h) 十分な長さ、太さの曳航ロープを積載している
- (i) 常に迅速なアンカリングが可能なようにバウアンカーが打てる状態である

#### 第 7 条 (情報収集と共有) 7 条、28 条

部員は状況に応じて迅速かつ的確な判断をするため、必要な情報の収集、更新を随時行い、必

ず主将、船長、チームリーダーに報告をすること。

#### 第 8 条 (出艇数、乗員の決定) 8 条

出艇前に必ず主将、ヨット艇長、陸上責任者、レスキュー艇船長全員で以下の(a)～(f)について確認、決定する。また、決定した内容は部員全員に共有しなければならない。(a) 気象、海象情報

- (b) 気象の分析、予測
- (c) 第 6 条に基づくレスキュー能力
- (d) 配艇、杯数
- (e) 全体及び各艇の着艇基準
- (f) 洋上でのチームリーダーの順番

#### 第 9 条 (判断の基準) 9 条

出艇、着艇、洋上での判断は、最もレベルの低いものを基準とする。

#### 第 10 条 (練習海面) 27 条

練習海面は以下の (a)～(c) の条件を満たさなければならない。

- (a) ヨットとレスキュー艇がお互いに意志疎通できる範囲内
- (b) その水域の帆走可能範囲内
- (c) 陸と明瞭に連絡が取れる位置

#### 第 11 条 (レスキュー艇の出艇) 12 条

レスキュー艇はハーバーにおける規定に従い、なおかつ最低 1 艇はヨットより先に出艇する。

#### 第 12 条 (着艇時間) 10 条

日没の 30 分前までにヨット及びレスキュー艇全艇が着艇すること。

#### 第 13 条 (沈艇発生時のヨットの対応) 16 条

沈艇が発生した場合、各ヨットは沈艇の付近に集合する。集合時には最も安全と思われる方法で集合し、チームリーダーの指示に従う。

但し、安全が十分に確保される場合には、チームリーダーの指示により練習を続行できる。

#### 第 14 条 (沈艇発生時のレスキュー艇の対応) 17 条

笛と声で各ヨットに沈艇が発生したことを伝え、速やかにレスキュー活動を行えるよう、沈艇付近で待機する。

#### 第 15 条 (レスキュー艇が掲げるフラッグの種類と意味) 20 条

B 旗 緊急着艇

V 旗 レスキュー故障

W 旗 けが人発生

H 旗 集合しハーバー付近まで戻れ

L 旗 レスキュー艇に集合せよ

Q 旗 艇から離れた人がいる

C 旗 声の届く範囲にレスキュー艇は寄れ

青旗 チームリーダー艇付近に集合する

第 6 条 (c) におけるフラッグとは上記のフラッグであり、そのサイズは 50cm × 40cm とする。

第 16 条 (ヨットが掲げるフラッグの種類と意味) 21 条

Y 旗 レスキューが必要である

B 旗 緊急着艇

なお、ヨットに掲げるフラッグは 20 cm × 25 cm 以上であること。

第 17 条 (B 旗掲揚時) 18 条

B 旗掲揚時にはチームリーダー艇から離れず、最も安全な方法で速やかに着艇する。チームリーダー艇がフラッグ掲揚と笛により各艇に通達し、これを確認した艇は同様にフラッグを掲げこれに従う。また、沈艇または Y 旗を掲揚した艇が発生した場合には安全な方法で待機する。ただし、沈艇または Y 旗掲揚艇の安全が確保される場合にはそのまま着艇する。

第 18 条 (V 旗掲揚時) 22 条

速やかに他方のレスキュー、チームリーダー及び陸上に通達し、救助を要請する。必要であればマリナー等に救助を要請する。

第 19 条 (W 旗掲揚時) 23 条

レスキューはすぐに陸上に連絡し、けが人は着艇させる。必要であれば速やかに 119 番に連絡し、救急車を要請する。

第 20 条 (Q 旗掲揚時)

笛を吹きながら艇から離れた人を指さし、見失わないようにする。沈艇は完沈させて待機する。

第 21 条 (服装) 30 条

洋上に出る部員はライフジャケットを装着し、有効な笛、シーナイフ及び Y 旗を安全に携帯すること。洋上に出る際は体型に合い、絡まりにくい安全を十分に確保できる服装をし、洋上に出る前に点検を義務とする。

#### 第 22 条 (ヨット積載物) 31 条

ヨットは全艇以下の(a)～(c)の積載を義務付ける。

- (a) 有効なパドル
- (b) 曳航ロープ(各クラスルールに従う)
- (c) B 旗

なお、レース時の積載物については各クラスルールに従う。

#### 第 23 条 (海水温が低い時)

海水温が 5°C未満の時は出艇を禁止する。また、5°C以上 10°C未満の時は以下の (a), (b) を義務付ける。

- (a) マストトップに浮力体の装着
- (b) ヨットに乗艇する部員およびレスキュー要員は、完全な状態のセミドライスーツまたはドライスーツの装着

#### 第 24 条 (安全教育) 33 条

安全に洋上での活動を行うために安全に関する知識レベルの向上に努めなければならない。そのため、(a)～(c)の項目の実施を義務づける。

- (a) 安全に関する座学
- (b) 海上保安庁の安全講習会
- (c) 安全訓練の実施

安全に関する座学、安全訓練、新入部員の教育の内容及び上記項目の実施時期については「安全に関する申し合わせ事項」に別途定めることとする。

#### 第 25 条 (練習の記録と報告) 26 条 34 条

知識の向上、必要な情報の蓄積を目的として、出艇の有無に関わらず、気象のデータ、出着艇時間、配艇、ケースを記録、保存しなければならない。また、その内容を部長、監督に随時報告をしなければならない。

#### 第 26 条 (責任の所在) 35 条

北海道大学体育会ヨット部の活動における最終責任者は部長とする。